

京都市消防局訓令甲第1号

各 部
防 災 危 機 管 理 室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市火災予防規程の一部を次のように改正する。

平成20年3月31日

京都市消防局長 折 坂 義 雄

第2条第3号中「並びに」を削り、「不備事項について」を「不備事項が認められる場合にあつては」に、「作用」を「こと」に改め、同条中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号を第5号とする。

第5条第1号中「第6条第1項」を「次条第1項」に改め、同条第4号中「査察員」を「査察を行う消防職員（以下「査察員」という。）」に改める。

第7条を次のように改める。

(査察方針)

第7条 局長は、火災の発生の状況、社会情勢の変化等を踏まえ、年度ごとに査察を実施する防火対象物の用途、規模その他必要な事項を査察方針として署長に示すものとする。

第9条中「年度ごとの査察計画を」を削り、「査察基準に基づき」を「査察方針及び管内の特性を踏まえ、年度ごとの査察計画を」に改める。

第10条第4項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に改め、同条第6項中「が必要」を「の必要がある」に改め、同条第7項中「署長は」の右に「、次の各号のいずれかに該当する場合において」を加え、「、火災予防上必要があると認めるときは」を削り、同

項に次の各号を加える。

- (1) 火災が発生したとき(別表第1第4種対象物の項に掲げる防火対象物を除く。)
- (2) 消防法令違反又は火災予防上の不備事項に関する情報を入手したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、局長又は署長が火災予防上必要があると認めるとき。

第10条第8項中「前4項」を「第4項から前項まで」に改め、「(1)から(3)まで及び(5)」を削る。

第11条第1項中「個人査察」の右に「(査察員が単独で行う査察をいう。)」を、「複数査察」の右に「(査察員が複数で行う査察をいう。)」を加え、同条第2項各号列記以外の部分中「の各号に定める」を「に掲げる」に改める。

第12条第3項中「通知することができるものとする」を「通知しなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、査察を実施したときに、消防法令違反又は火災予防上の不備事項が即時に是正された場合にあっては、この限りでない。

第15条中「署長は、」を「局長は、必要に応じて、署長に対し」に、「別に定めるところにより定期的に局長に報告しなければならない」を「報告を求めることができる」に改める。

第17条中「特に」を削る。

別表第1第1種対象物の項中「法」を「法第10条第1項に規定する製造所又は法」に改め、「製造所、」を削り、「又は」を「若しくは」に改め、同表第2種対象物の項中「製造所、」を削り、「その他」を「(1)及び(2)に掲げるもののほか、」に改め、同表第3種対象物の項中「その他」を「(1)から(6)までに掲げるもののほか、」に改め、同表第4種対象物の項中「前記」を削る。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

(消防局予防部)